

農林業センサス研究会開催要領

平成24年6月
大臣官房統計部

第1 目 的

農林業センサス（以下「センサス」という。）は、5年ごとに我が国農林業・農山村の基本構造及びその動向を全数調査により把握する最も基幹的な統計調査であり、農林業施策の推進に必要な基礎的かつ総合的な統計データ及び各種農林統計に必要な母集団情報を提供することに資するものである。

2015年センサスにおいては、当面のニーズに加えて、近年の個人情報保護の意識の高まり等、調査環境の変化、さらには行政事業レビューでの予算監視・効率化チームからの指摘を踏まえ、東日本大震災への対応も可能となるよう、円滑かつ効率的な調査内容・手法とする必要がある。

このようなことから、2015年センサスの実施に向け、調査事項、調査手法、調査実施計画等について幅広く検討を行うことを目的として「農林業センサス研究会」（以下「研究会」という。）を開催する。

第2 研究事項

1 2015年センサスに向けた検討

（1）新たな施策ニーズへの対応

基本計画等に基づく新たな施策等の推進に必要なデータを的確に把握

（2）調査環境の変化への対応

個人情報保護意識の高まりや調査員、調査客体等の負担軽減等への対応
効果的な広報方法の検討

（3）東日本大震災の影響を考慮した対応

被災市町村における調査実施に向けた検討

（4）調査実施計画案の策定

上記研究事項を踏まえた、調査実施計画案の検討

2 2015年以降を見据えた今後のセンサスの在り方の検討

第3 構成

1 研究会は、別紙に掲げる委員によって構成される。

なお、必要に応じ委員以外の有識者の参加を求めることができるものとする。

2 研究会に、委員から互選される座長及び座長代理各1名を置く。

第4 運営

1 研究会は、農林水産省大臣官房統計部長が招集する。

2 研究会の議事の運営は、座長が行う。

3 研究会は、公開とする。ただし、研究会の運営に著しい支障があると認め

られる場合には、座長は研究会に諮って、非公開とすることができる。

- 4 研究会は、議事録を作成し公表する。ただし、研究会を非公開とする場合は、議事概要を作成し公表する。
- 5 研究会の庶務は、農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室において処理する。
- 6 その他研究会の運営に必要な事項は、座長が研究会に諮り決定するものとする。

別紙

農林業センサス研究会委員名簿

あんどう みつよし
安藤 光義

東京大学大学院農学生命科学研究科准教授

うめもと まさき
梅本 雅

(独)農業・食品産業技術総合研究機構
中央農業総合研究センター農業経営研究領域長

おおやま やすし
大山 泰

(株)フジテレビジョン
報道局取材センター経済部長兼解説委員

おだぎり とくみ
小田切 徳美

明治大学農学部教授

さとう のりこ
佐藤 宣子

九州大学大学院農学研究院教授

たなか とみえ
田中 富恵

熊本市企画振興局統計課長

よしだ しげる
吉田 茂

静岡県経済産業部農林業局農業振興課長

[五十音順・敬称略]